

令和3年6月1日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～石狩地域
「石狩地域受入体制整備・コンテンツ造成事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～石狩地域
「石狩地域受入体制整備・コンテンツ造成事業」

2. 事業目的

道内最大のゲートウェイである新千歳空港を有する石狩地域は、大都市札幌を中心として、近隣市町村に様々な文化・観光コンテンツが存在しているにもかかわらず、多言語化対応の遅れや周知不足により、札幌市への一極集中が顕著である。また、新型コロナウイルス感染拡大により、各地域への観光業への影響は大きく、観光客の回復が急務であるため、2021年ATWSの開催に伴い早期回復の見込めるアジア市場に向けたATコンテンツの磨き上げや多言語整備等の受入環境整備とおもてなし力の向上、環境整備を行うことにより、国内外の観光客の滞在の長期化、周遊の促進、消費額増加を目指す。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明をすること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

表明期限：令和3年6月8日（火）17:00まで

表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

* 新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時まで受け付け・回答とします。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 小室
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail：saori_komuro@visithkd.or.jp

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～石狩地域
「石狩地域受入体制整備・コンテンツ造成事業」企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

道内最大のゲートウェイである新千歳空港を有する石狩地域は、大都市札幌を中心として、近隣市町村に様々な文化・観光コンテンツが存在しているにもかかわらず、多言語化対応の遅れや周知不足により、札幌市への一極集中が顕著である。また、新型コロナウイルス感染拡大により、各地域への観光業への影響は大きく、観光客の回復が急務であるため、2021年ATWSの開催に伴い早期回復の見込めるアジア市場に向けたATコンテンツの磨き上げや多言語整備等の受入環境整備とおもてなし力の向上、環境整備を行うことにより、国内外の観光客の滞在の長期化、周遊の促進、消費額増加を目指す。

2. 事業対象地域

石狩地域

(主に札幌市、千歳市、北広島市)

3. ターゲット国

アジア圏(主に韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン 8市場)

4. ターゲット属性

各国におけるボリューム層(北海道旅行経験者(関心のある)層)、ATに関心のある層(所得や教育水準が高く消費額増加が見込まれる層)

5. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下、「観光機構」という。)が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
 - ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

8. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

6月 1日（火） 企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

6月 8日（火）17:00 企画提案参加表明締切

6月 22日（火）15:00 企画提案書の提出期限

6月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

6月下旬～7月上旬 契約締結・委託決定事業者による現地での事業説明会開催・業務開始

令和4年3月10日（木）予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時までの受け付け・回答とします。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月8日（火）17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（※様式は任意、メール本文で可）。

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

10. 委託業務内容

事業内容について対象となる地域へのヒアリングは石狩振興局と事前に協議の上実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【担当連絡先】石狩振興局産業振興部商工労働観光課 観光振興係長 黒川 瑞穂 TEL：011-204-5830

- ・ 有識者を含めた検討会によるコンテンツの精査
- ・ アジア市場に向けたATコンテンツの磨き上げ(ターゲットをアジア市場へ拡大し、ターゲットに合わせたATのレベル別コンテンツの評価実施、また、コロナ対策の世界的観点を取り入れた磨き上げ等を想定)
- ・ 海外旅行会社での旅行商品造成に向けた招請
- ・ 海外旅行者向けサイトへ掲載する圏域内観光コンテンツの多言語整備等の受入環境整備
- ・ OTAサイトへの商品掲載

(1) 滞在コンテンツ造成事業

① ワークショップ開催

- ・ 委託事業者や連携自治体において、各市内の観光コンテンツの洗い出しを行う。
- ・ 海外旅行動向の知見が豊富な有識者を踏まえた検討会において、各自治体でモニタリングを行うコンテンツを精査する。
- ・ 検討会において、商品造成に向けたコンテンツの磨き上げを行う。
※旅行商品流通環境整備事業で実施する。感染状況に応じて柔軟な対応を行う

② 課題抽出のためのモニターツアー

- ・ ターゲット国の旅行会社関係者や旅行ライター等のモニターツアーを実施し、海外現地の目線で各コンテンツのヒアリングを行う。
- ・ 磨き上げを行ったコンテンツについて、海外旅行会社に対して造成を促進する。
- ・ 継続的なフォローアップを行う。

(地域資源一例)

定山溪地区：カヌーやサイクリング、円山地区：トレッキング、藻岩山：トレッキング+夜景鑑賞、あいの里：サイクリング、支笏湖地区：クリアカヤック、サイクリング、キャンプ、東千歳地区：果物狩りやソーセージ作り体験、千歳市中心部：道の駅、レラ、支笏湖周辺：王子製紙第一発電所、楓沢、支笏湖、キウス周堤墓群、北広島地区：エルフィンロード、旧島松駅通所（国指定史跡）等

(コンテンツ一例)

- a. 鮭をテーマとした ATWS コンテンツ：札幌中心部から定山溪まで鮭の目線で豊平川を遡上するサイクリング→鮭とアイヌの歴史や、近代の鮭の様子を学び→支笏洞爺国立公園内で鮭の昼食→豊平川上流の静かな森の中でのカヌー
- b. 歴史ツーリズム：千歳市内に所在するキウス周堤墓群、千歳水族館、埋蔵文化財センターなどをめぐること、縄文時代から現代にわたる文化歴史
- c. 食の学び：グルメ観光のみならず、収穫体験や手作り体験や食品工場の見学を通して、地元産品を理解する体験型観光
- d. 都市型サイクルツーリズム：北広島地区(エルフィンロード)を中心とした、レンタサイクル等を活用しながら、都市部におけるロードサイクルを楽しむ

対応言語：英語、繁体字、簡体字、韓国語

コンテンツ販売主体者：海外旅行会社、OTA、国内旅行会社（着地型）等

(2) 受入環境整備事業

① 情報提供・案内の整備

外国人モニターによる検証や、海外観光動向に関する知見が豊富な有識者を踏まえた検討会を行うことで、各コンテンツにおける訴求ポイントを整理する。モニターツアーや検討会で抽出された意見をもとに、OTA サイトで販売するコンテンツを決定し、外国人が理解しやすいコンテンツ紹介文章の構築・修正、掲載する写真のアドバイス等を行ったうえで、OTAに掲載するためのコンテンツ情報を多言語（英語、繁体字、簡体字、韓国語：翻訳）で整備する。併せて、コロナ対策状況やWi-Fi、災害時の対応など、北海道旅行に対する安全性に関する情報も整備を行う。

(3) 旅行商品流通環境整備事業

- ・ 本事業で造成したコンテンツを掲載する。
- ・ 本事業での主旨に沿った商品造成及び販売に意欲的な OTA、旅行会社を選定する。
- ・ R4 年度以降も継続的な掲載が見込まれるものとする。

① OTA (Online Travel Agent) 掲載

(掲載 OTA 一例)

KLOOK、TripAdvisor、SAVOR JAPAN、Voyagin、VELTRA 等

② 旅行会社の招請

対象国：韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン 8社8名

(4) 新たな旅のスタイルへの適応内容

① 遵守するガイドライン

(一例)

- ・ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ 業種別ガイドライン (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP より)
- ・ 北海道スタイル (北海道策定)
- ・ その他関係自治体にかかるガイドライン 等

② 本事業に係る独自の感染症対策

(一例)

- ・ 感染状況に応じて、検討会をオンラインで開催することや、モニターツアーを海外からではなく、在日外国人を活用するなど、状況に応じて必要な対策を講じていく。
- ・ モニターツアー参加者は数日前から検温等を行う。
- ・ 北海道スタイル (再掲) や関係自治体にかかるガイドラインの遵守。
- ・ ターゲット国に合わせたきめ細やかなコロナ対策への取り組み (コロナ対策が周知が不十分な場合への対策 (例：多言語版やピクトグラムの活用) や国別で異なるコロナ対策が望ましい部分の強化 (例：コロナ禍の現金の取り扱いに抵抗感のある国をターゲットとする場合には対応 (キャッシュレス方法や事前予約への誘導、その他安全対策 PR) 等

(5) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・ 滞在コンテンツ数：27 コンテンツ以上
- ・ ワークショップ (検討会) 開催：3回
- ・ モニターツアー参加者数：4名 (旅行会社関係者、旅行ライター等)
- ・ 設定時期：R3年度内

アウトカム

- ・ 滞在コンテンツの予約数：108件以上
- ・ コンテンツ掲載ページの総PV数：8,100PV以上
- ・ ワークショップ (検討会) 参加者数：延べ30名
- ・ モニター参加者からの提言数：1人3件 計12件以上
- ・ 設定時期：R3年度内

② 受入環境整備

アウトプット

- ・ コンテンツの多言語整備：27件
- ・ 設定時期：R3年度内

アウトカム

- ・ コンテンツの利用者数：2019年度利用者数から10%増
- ・ コンテンツ掲載ページの総PV数：8,100PV以上
- ・ 設定時期：R3年度内

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット

- ・ OTAサイトへの掲載数：27コンテンツ以上
- ・ 旅行会社サイトへの掲載数：8商品以上
- ・ 招請する旅行会社数：8社8名

- ・ 設定時期：R3 年度内

アウトカム

- ・ コンテンツ予約数：108 件以上
- ・ コンテンツ掲載ページの総 PV 数：8,100PV 以上
- ・ 旅行商品予約数：32 件以上
- ・ コンテンツ掲載ページの総 PV 数：2,400PV 以上
- ・ 設定時期：R3 年度内

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

11. 予算上限額

16,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

12. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

②日本円での記載を原則とすること。

13. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

14. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8 部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 7 部）

※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部 (担当：小室)
TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和3年6月22日(火) 15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※ 業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。(但し、データのみ提出は認めない。(1)に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。)

15. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
 - (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
 - (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
 - (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
 - (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
 - (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
 - (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- * なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

16. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

17. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁の令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、本指示書及び観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。なお、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上